

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月29日
【会社名】	三信建設工業株式会社
【英訳名】	SANSHIN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大沢 一実
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都台東区柳橋2丁目19番6号
【縦覧に供する場所】	三信建設工業株式会社 関西支店 (大阪府大阪市中央区北浜1丁目1番9号) 三信建設工業株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市東区白壁1丁目45番地) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長大沢一実は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用し、財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。なお、内部統制は、財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、平成23年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施致しました。

当社は、全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかを評価致しました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲につきましては、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲と致しました。当該評価範囲を決定した手順、方法等としては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定致しました。予想完成工事高を指標とし、概ね2 / 3に達している5事業拠点を「重要な事業拠点」と致しました。当該重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目は完成工事高、未成工事支出金、固定資産（機械及び装置）及び給料手当であります。また、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい特定の取引または事象についても個別に評価対象と致しました。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成23年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断致しました。

## 4【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象等はありません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。